

## 令和7年度第1回京都市客引き行為等対策審議会 摘録

### 1 日時

令和7年8月27日（水） 午前10時～11時30分

### 2 場所

京都市役所分庁舎地下1階 区長会室  
（京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地）

### 3 出席者（5名出席）

岡部委員、河嶋委員、黒坂委員、塚本委員、吉川委員

### 4 議事内容

委員：○ 事務局：■

（議題(1)これまでの取組と今年度の取組について（資料2））

■：（資料2について口頭説明）

○： これまでの取組について、2点確認したい。

- ・同志社大学でも600人の学生に対して京都市職員の方が客引き行為等に関する講義をいただいた。他大学においても、そのような取組を行っているのか。
- ・センサー型スピーカーは一定の効果があったとのことだが、聞き取り等を行ったのか。

■： まず、大学への啓発活動であるが、参考資料2のP14に記載させていただいている。

例えば、京都教育大学等では啓発物の配布等にご協力いただいております、こういった取組を個々の大学へ広げていければと考えています。

また、センサー型スピーカーの効果については、客引き行為者がセンサー型スピーカーの電源を切るといった妨害行為を行ってきたことに加えて、設置箇所の近隣店舗からの聞き取りによって検証している。こういった妨害行為や近隣店舗の御意見を踏まえて、客引き行為者は「客引き行為をやめましょう」という音声が出る中で、客引き行為を行いたくないという心理状態となることが分かった。

今後は、妨害行為が行われないように、高所へ設置するなどの本格設置に向けた検討を進めてまいります。

○： 京都市内の大学と連携し、動画を複数作成されているが、動画の再生回数はどれくらいか。

■： 京都市公式YouTubeへ掲載しているが、再生回数は確認した時点で100件に満たない回数であった。また、一定の期間ではあるが、京都駅前サイネージにおいて動画を掲載するなど、各大学に作成いただいた動画は積極的に活用させていただいている。

○： 私自身大学の講義で客引き対策に関する内容を受講し、自身を含めて受講していた大学生同士で「客引きには気を付けよう」と感じたところである。

一方で大学だけではなく、高校生に対する取組はどのような状況か。

■： 大学生だけでなく、高校生の客引きバイトも確認している。客引き行為者の属性は、参考資料1のP4に記載している。令和7年度においては高校生の指導件数が0件となっているが、客引き行為を現認できていないだけで、実情、高校生の客引きバイトはいる。

高校生の客引きバイトには、京都府警察OBでもある京都市客引き行為等対策指導員から「客引きはダメである」など教育的指導を行うなど、声掛けをしている。

ご指摘や実情を踏まえて、高校への啓発についても検討を進めてまいりたい。

### (議題(2) 厳罰化の検討について (資料3))

■： (資料3について口頭説明)

○： 参考資料1のP2、6月末時点で過料4件となっているが、常習違反者は年間どれくらいのペースで過料が科され、公表が行われるのか。

■： 常習違反者のうち行わせた者、つまり条例違反店舗については、2か月に1回程度過料を科しているため多くて年6回である。行った者、つまり客引きバイトについては、ほとんど1回であり、多くて2回である。

○： 「5万～10万円の過料では、収益の方が高い」とのことだが、大阪市の事例にある常習違反者の指導・勧告を省略し、過料・公表までの期間を短くした場合、年間どれだけの過料を追加で課することができるのか。

■： 指導・勧告を省略し、過料・公表までの期間短くすれば、行わせた者への過料は年2回程度増やせると考えられる。

○： 承知した。引き続き大阪市の事例も踏まえながら、検討していただきたい。

○： 学校への情報提供は、やはり個人情報保護やプライバシーの観点から難しいと思われる。岐阜市ではどのようにしてそれらの懸念点をクリアされているのかわからないが、大学数が少ないという点もあるのかもしれない。京都市では大学の校数も多いため、学校側としても、情報提供された際の対応を苦慮したり、混乱を招くと思われる。

○： 個人情報保護法の観点からいえば、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要であるが、「法令に基づく場合」は例外的に本人の同意は要らない。岐阜市の条例を確認すると、学校への情報提供は、「関係機関等への情報提供」という条文を条例に定めて行っておられ、条例の建付上はクリアできてい

る。ただ、建付上はクリアできていたとしても、個人のプライバシー侵害という観点からいえば、どのように運用するかは慎重に検討する必要がある。また、公表期間の延長についてだが、3～5年は長すぎる印象である。

○： 客引きバイトを行っている大学生は、どのように考え、どういったきっかけで、そのバイトを行っているのか。そういった感情面なども的確にとらえた方が、提示いただいた公表期間の延長や学校への情報提供など、対策方法も変わってくるかと思うがいかがか。

■： 客引き行為者への聞き取り調査も行っている。バイトを始めるきっかけは、大学内でのあっせんなどは一切なく、先輩からの紹介や自ら客引きバイトを始めたくてやり始めているようである。客引きバイトの学生からは「過料の負担は店舗が行うため、金銭的なデメリットがない」「過料よりも公表される方が嫌だ」など聞き取っている。

○： 就活の時期も早くなっており、早ければ2回生の秋から行っている人もいる。条例をよく知らないで公表されて3～5年公表されるのは個人的に厳しいと感じる。

客引きバイトをするのは高収入であることも一つの理由かと思うので、行政が行うのは難しいかもしれないが、他のバイトを斡旋するような取組も一つかなと考える。

■： 行政側からバイトを斡旋することは難しいが、単に客引き行為をやめさせるためだけの指導ではなく、客引きバイトを続けることが本当に学生個人のためになるのか等、教育的指導の面からも関わっていければと考える。その際は、京都府警察のOBでもある客引き対策指導員のスキルも活かしながら取り組んでまいらる。

(議題(3)今後の取組について(京都精華大学との連携による客引き対策プロモーション(資料4))

■：(資料4について口頭説明)

○： 資料説明いただいたように、京都精華大学では社会実践実習という授業を行っており、各先生のゼミで実施している。資料を拝見していると条例の認知度はある程度浸透しているようであるが、やはり態度変容まで至っていない印象を受ける。

現時点では大学生の情報や行動に即した形で、啓発物の表現を工夫したり、動画制作などを行っていければと考えており、具体的には今後、学生と一緒にプロジェクトを進めていければと思う。学生がよい動画を作れば、かなり効果が上がってくるのではないかと考えている。

○： 授業は週1回のゼミといったところか。

○： 週1回のゼミの後の1コマを授業として使用し、1年間を通して取り組んでいければと思う。

(その他)

○： 他都市の自治体の事例ではあるが、渋谷区では客引きを行わない店舗（客引きしない宣言店）に対してステッカーを配布する取組を行っているが、そういった取組は検討されているか。

■： 渋谷区で実施されているステッカーの配布といった取組も含めて、他都市の有効な取組を参考とさせていただきながら、より効果的な対策を講じてまいりたい。

○： 本日検討を行った取組等も含めて、マイナスの方向だけでなく、委員から提案のあったようなプラスの方向についても、ぜひ御検討いただきたい。

○： 海外の方への客引き行為も行われているのか。

■： 海外の方への客引き行為を頻繁に現認しているわけではないが、日本語が通じないため、支払いの際に金銭的なトラブルになり、警察沙汰になるので、明らかに外国人である人は客引きしないと聞いている。やはり日本の観光客や繁華街を訪れる方々、サラリーマンなどを対象に客引きが行われていると認識している。

○： 本日は、皆様貴重な御意見をいただいた。これらを踏まえ、基本的には本日、事務局から御提案いただいたような流れで、今後の取組を進めていただければと思う。事務局においては、本日の意見を十分に踏まえ、引き続き常習違反者への取組や効果的な啓発について、検討を進めていただき、次回の審議会で御報告いただければと思う。